



# 空き家の解体資金の貸付け に係る利子分を補助します

所有者による空き家の解体を促進し、市民の生活環境を保全するため、空き家を解体する資金を金融機関から貸付けを受けた場合における利子の一部を補助します。



## 1 補助金額

- 貸付けを受けた資金に係る利子相当額
  - ・貸付け金額 500 万円以内
  - ・年利 2.5%以内
  - ・返済期間 60 月以内

## 2 補助対象

- 次の全てに該当すること
  - (1) 市内にある空き家を解体
  - (2) 市内にある事業者による解体
  - (3) 市内にある金融機関からの貸付け

## 3 補助対象者

- 次の全てに該当する方
  - (1) 解体する空き家の所有者または親族
  - (2) 世帯全員が市税等を滞納していない方

## 4 申請受付期間

- 予算に達するまで（市ホームページをご確認ください）

※ 詳細については、必ず交付要綱をご確認ください。



[ホームページはこちらから]

## 5 申請の流れ

### ① 交付申請（申請者→市）

#### 【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 金銭消費貸借契約書及び償還予定表
- (3) 誓約書
- (4) 解体工事の契約書
- (5) 現況写真
- (6) 固定資産課税明細書
- (7) 納税証明書

### ② 交付決定通知（市→申請者）

- ### ③ 工事の着工・完了（申請者）
- ※解体工事完了後の交付申請でも可

- ### ④ 補助金の請求（申請者→市）
- ※年度末に当該年度支払い分を請求

#### 【提出書類】

- (1) 補助金請求書
- (2) 償還実績報告書
- (3) 返済金額を確認できる書類
- (4) 工事施工後の写真

### ⑤ 補助金の交付（市→申請者）

【申請窓口・お問い合わせ先】

一関市 生活環境課 市民生活係 ☎ 0191-21-8344